

- 「年金天引き」から「口座振替」に切り替わる時期は、申請時期により異なります。
- 税申告の際の「社会保険料控除」は、「年金天引き」の方は本人に、「口座振替」の方は、口座名義人に適用されます。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で廃業・失業により所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料の支払いが困難な方については、保険料の減免を受けられる場合もありますので、詳しくは担当まで問い合わせしてください。
- 「年金天引き」できない方は、納付書で納めてください。(今年からコンビニエンスストアでも使用可)

令和4年度の保険証は2回に分けて郵送します

現在使用の保険証（および認定証）の有効期限は、令和4年7月31日までですが、窓口負担割合の見直しに伴い、8月以降の保険証は、**すべての被保険者の方へ**7月と9月の2回に分けて新しい証を郵送します。※認定証は7月に有効期間1年間の証を郵送します。

○**7月(1回目)に郵送する保険証の有効期限は、令和4年9月30日です。**

○**9月(2回目)に郵送する保険証の有効期限は、令和5年7月31日です。**

○紛失したときや、汚れたときは再交付しますので申し出てください。

◆ **保険証が新しくなります** ※新しい証の色は**黄色**です

◆ **減額認定証も新しくなります** ※新しい証の色は**水色**です

※減額認定証は、引き続き交付対象に該当する方(区分Ⅰまたは、区分Ⅱ)に送付します。

区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 ○世帯全員の所得が0円の方 ※公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方 ※給与所得がある場合、その金額から10万円を控除 ○高齢福祉年金を受給されている方
区分Ⅱ	○世帯全員が住民税非課税者で区分Ⅰに該当しない方

◆ **限度証も新しくなります** ※新しい証の色は**水色**です

※限度証は、引き続き交付対象に該当する方(現役並みⅠまたは、現役並みⅡ)に送付します。現役Ⅲの方は、保険証を医療機関に提示するだけで自己負担限度額が適用されます。

現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

問い合わせ先：町民課 後期高齢・医療給付グループ ☎82-2325



第2期白老町保育事業運営計画(案)町民意見募集(パブリックコメント)の結果

◆募集期間：5月2日～31日

◆意見件数：1件

保育事業運営計画は、少子化の進行や多様化する保育ニーズなど柔軟かつ効率的に対応するため、町立保育園と民間の認定こども園の役割や機能を示しました。

パブリックコメントで頂いた意見などは町ホームページに掲載しています。

問い合わせ先：子育て支援課 子育て支援グループ ☎85-2021